

令和 3年 3月 31日

姫路市古民家再生促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路らしい歴史的町並み景観の維持・継承に寄与すると認める古民家を再生し、地域交流施設等として活用しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 当該補助の対象となる事業をいう。
- (2) 住宅 兵庫県の古民家再生促進支援事業改修工事費補助実施要領第2条第1項第1号に規定する住宅をいう。
- (3) 古民家 次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅をいう。
 - ア 兵庫県の古民家再生促進支援事業改修工事費補助実施要領第2条第1項第2号に掲げる要件に該当すること。
 - イ 地域の自然、歴史、文化等の景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に資すると市長が認めるものであること。
- (4) 地域交流施設等 地域活動及び交流の拠点、宿泊体験施設、店舗等地域の賑わい及び活性化に資する施設をいう。

(補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の交付対象者は、世界文化遺産姫路城バッファゾーンの区域内若しくは姫路市都市景観形成基本計画で定める歴史的町並み景観形成ゾーンに基づき別図に定める区域内に存する古民家又は都市景観重要建築物等に指定されている住宅（以下「古民家等」という。）を再生し、活用するために改修する者で、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないものとする。

2 当該古民家等の改修に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

- (1) 兵庫県が実施する古民家再生促進支援事業等の建物調査が実施された古民家等のうち、再生提案又は自主提案を実施し、古民家再生促進支援事業の採択を受けた又は受ける見込みのあるもの
- (2) 改修内容が古民家等の価値を損なわないもの
- (3) 活用内容が地域等と連携が図られ、持続可能な活用が見込まれると市長が認めるもの
- (4) 改修後において別表第1に定める耐震基準を満たすものとして、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士の確認を受けたもの又はその他の措置により改修建築物の利用者等の安全が確保されるもの
- (5) 都市計画法（昭和43年法律100号）、建築基準法（昭和25年法律201号）、農地法（昭和27年法律229号）その他関係法令を遵守するもの
- (6) 補助事業の完了後、10年以上地域交流施設等として活用されることが見込まれるもの
（補助対象経費等）

第4条 補助の対象となる経費、補助率及び補助限度額は、別表第2に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、古民家等の改修工事に着手する前に補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 事業費内訳表（様式第4号）
- (4) 工事費見積書の写し
- (5) 建物図面等（付近案内図、配置図、平面図（改修前後）その他改修工事内容が確認できる図書）
- (6) 現況写真
- (7) 建物の所有者が確認できる書類

- (8) 建物所有者と申請者が異なる場合は、所有者の承諾書（様式第5号）
- (9) 耐震性能確認書（様式第6号）
- (10) 誓約書（様式第7号）
- (11) 建物調査報告書の写し（実施した場合）
- (12) 再生提案報告書の写し又は自主提案の場合は、自主提案書（様式第8号）
- (13) フィジビリティ調査報告書の写し（当該調査を実施した場合に限る。）
- (14) 管理活用計画書（様式第9号）
- (15) 市税、県税及び国税の滞納がないことを証する書類
- (16) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を経て、交付の可否を決定し、補助金交付可否決定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（申請の取り下げ）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内に申請を取り下げることができる。

2 申請の取り下げがあった場合は、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（事業の着手）

第8条 補助事業者は、補助事業に着手したときは、速やかに市長に補助事業着手届（様式第11号）を提出しなければならない。

（申請内容の変更・中止）

第9条 補助事業者は、補助金交付申請書に記載した内容を変更しようとするときは、補助金交付変更・中止申請書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更が生じない内容のもの（以下「軽微な変更」という。）については、この限りでない。

- (1) 事業計画書（様式第3号）
- (2) 事業費内訳表（様式第4号）
- (3) 変更後の工事費見積書の写し
- (4) 変更内容が確認できる建物図面等
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、補助金交付変更・中止申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（交付の変更決定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、交付の変更の可否を決定し、補助金交付変更可否決定通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項の決定に際し、条件を付することができる。

（進捗報告等）

第11条 補助事業者は、市長から補助事業の進捗状況の報告を求められたときは、補助事業進捗報告書（様式第14号）により報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書（様式第15号）を提出し、市長の指示を受けなければならない。

（事業の完了）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業完了届（様

式第16号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業費調書(様式第17号)
- (2) 事業費内訳表(様式第4号)
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 補助事業に要した経費の領収書の写し
- (5) 工事写真(改修前後の外観及び内部の様子並びに作業の内容が確認できるもの)
- (6) 耐震改修工事实施確認書(様式第18号)
- (7) 申請内容変更報告書(軽微な変更がある場合に限る。)(様式第19号)
- (8) その他市長が必要と認める書類
(是正命令等)

第13条 市長は、補助事業者から前条の規定による補助事業の完了届出があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 補助事業者は、前項の措置が完了したときは、前条の規定による補助事業の完了の届出をしなければならない。

(交付額の確定)

第14条 市長は、第12条又は前条第2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る書類の審査及び現地検査を行い、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第20号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 市長は、前項の規定により補助金の額を確定した後に、補助金の交付をする。

2 補助金交付額確定通知書による通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書(様式第21号)を市長に提出して補助金を請求するものとする。

(遵守事項)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長

の承認を受けないで、地域交流施設等としての管理開始から10年以内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(管理活用計画の実施)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに管理活用計画書に基づき、地域交流施設等の管理を開始し、市長に地域交流施設等管理開始届(様式第22号)を提出しなければならない。

2 補助事業者は、地域交流施設等の管理を開始した日から10年以内に管理活用計画を変更しようとするときは、あらかじめ管理活用計画変更申請書(様式第23号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 管理計画の変更内容が確認できる書類(変更がある場合に限る。)

(2) 活用計画の変更内容が確認できる書類(変更がある場合に限る。)

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を管理活用変更承認通知書(様式第24号)により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業完了の日に属する年度の翌年度から起算して10年度の間は、各年度の12月20日までに地域交流施設等管理報告書(様式第25号)に次に掲げる書類を添えて、良好に維持管理し、活用することができることを市長に報告しなければならない。

(1) 管理状況写真

(2) 活用状況写真

(3) その他市長が必要と認める書類

5 補助事業者は、前項の規定による報告とは別に市長から報告を求められた場合は、地域交流施設等管理進捗報告書(様式第26号)により報告しなければならない。

6 市長は、地域交流施設等の管理に関し必要があると認めるときは、現地調査等を行い、又は補助事業者に報告を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付取消通知書（様式第27号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、補助金返還命令書（様式第28号）により、これを返還させるものとする。

2 市長は、既に補助金を交付した後に、当該補助金以外の補助金（兵庫県による古民家再生促進支援事業改修工事補助金を除く。）が交付されたときは、重複する交付対象部分の補助金について、当該交付日の翌日から15日以内の期限を定めて、補助金返還命令書（様式第28号）により、これを返還させるものとする。

3 補助事業者は、第14条の交付額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合において、その金額のうち申請時に減じた額を上回る部分の金額が生じたときは、すみやかに市長に報告（様式第29号）するとともに、その日から15日以内に、これを返還しなければならない。

4 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前3項の期限を延長することができる。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行する。

別表第1（第3条関係）

耐震診断区分		用途	耐震基準
(1)	国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法	全て	上部構造評点が1.0以上
(2)	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断	全て	構造計算により安全性が確かめられること。
(3)	上記(1)又は(2)に掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全て	上記(1)又は(2)の耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。

別表第2（第4条関係）

補助対象経費	補助対象経費の合計額	補助率	補助金の限度額
古民家等を再生し、地域交流施設等に活用するための改修に要する費用	500万円以上	1/3	250万円

備考

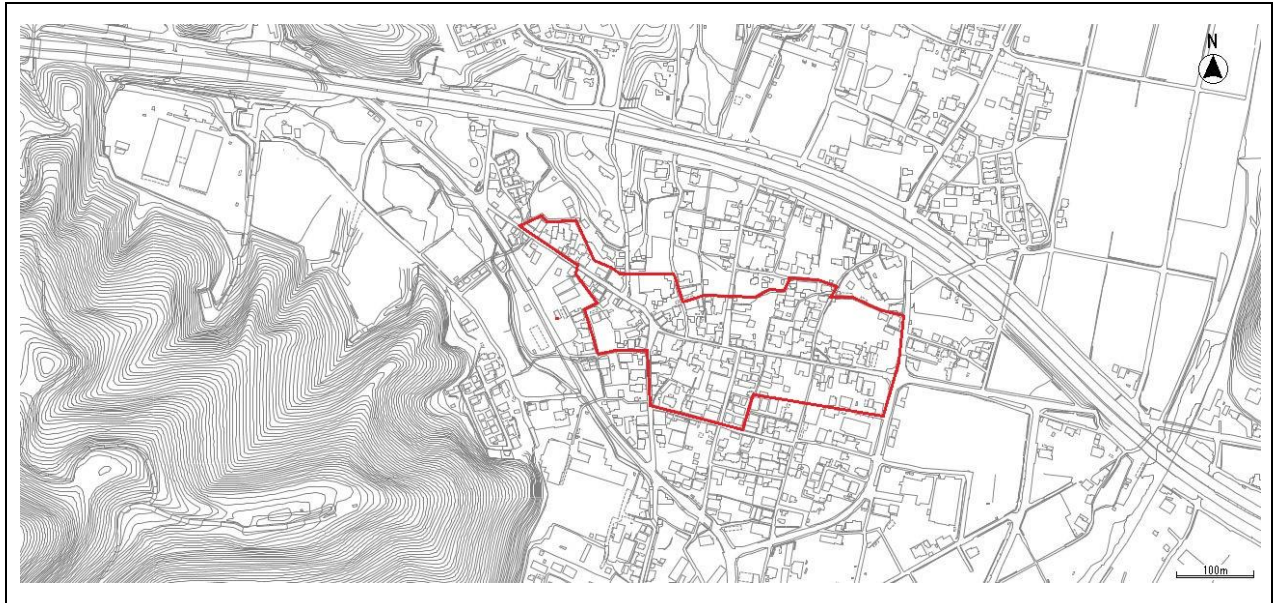
- 1 補助対象経費の合計額に補助率を乗じた額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 兵庫県による空き家活用支援事業又は三世代同居対応改修工事推進事業と重複して補助申請をしてはならない。
- 3 この補助金以外の補助金（兵庫県による古民家再生促進支援事業改修工事補

助金を除く。)を受けて改修を行った部分については、補助対象外とする。

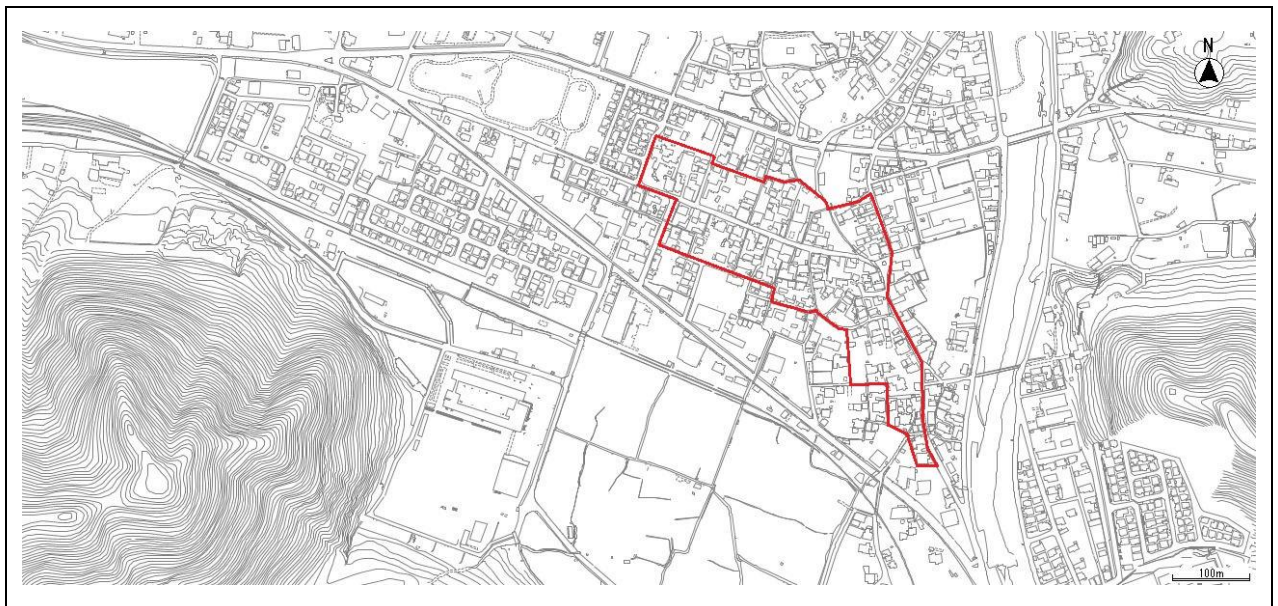
4 この表において「改修に要する費用」とは、兵庫県の古民家再生促進支援事業改修工事費補助実施要領第2条第1項第6号に規定する改修に要する費用をいい、単なる経年劣化への対応など資産形成となる改修に係る費用は、補助対象外とする。

別図（第3条関係）

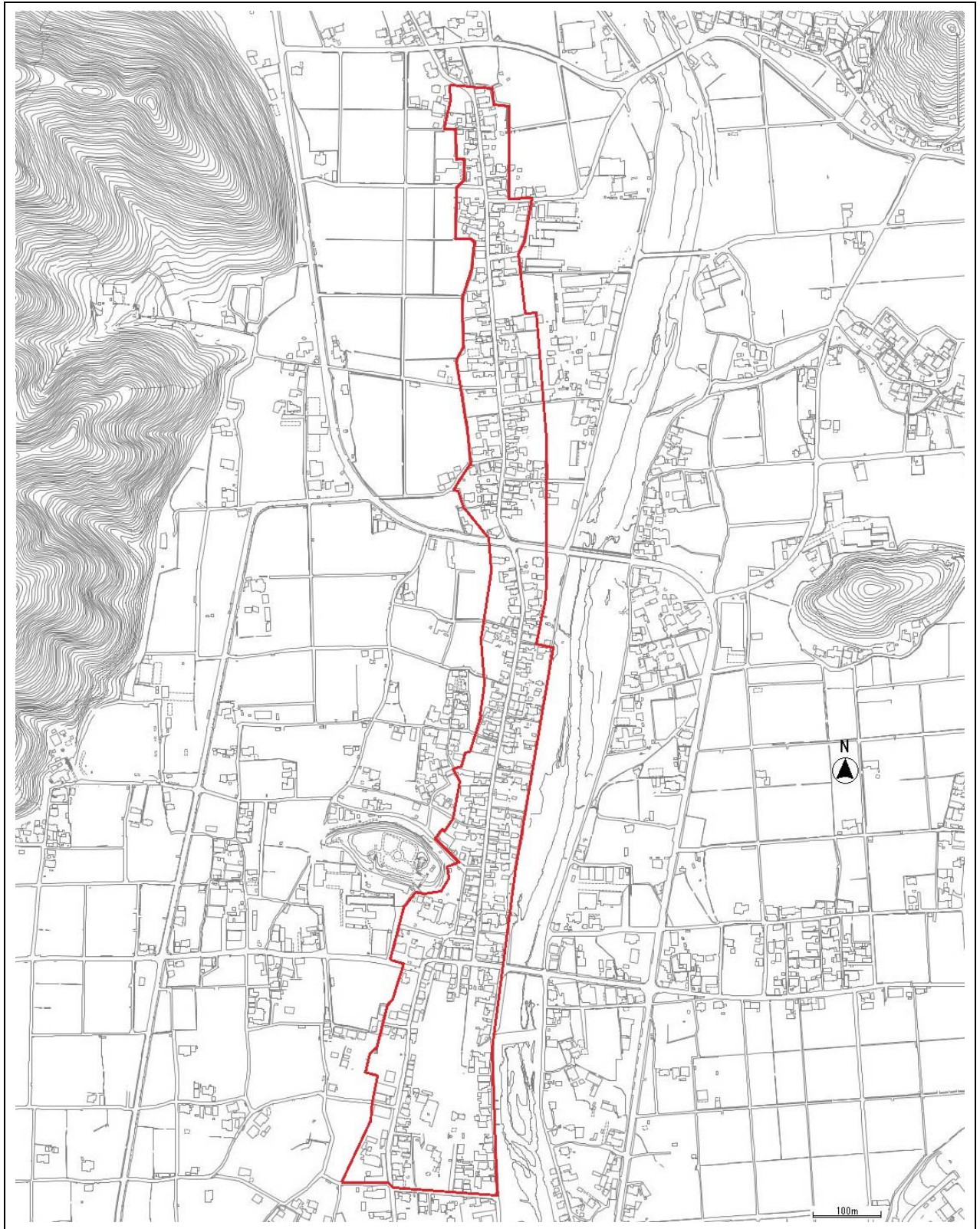
1 安富区域



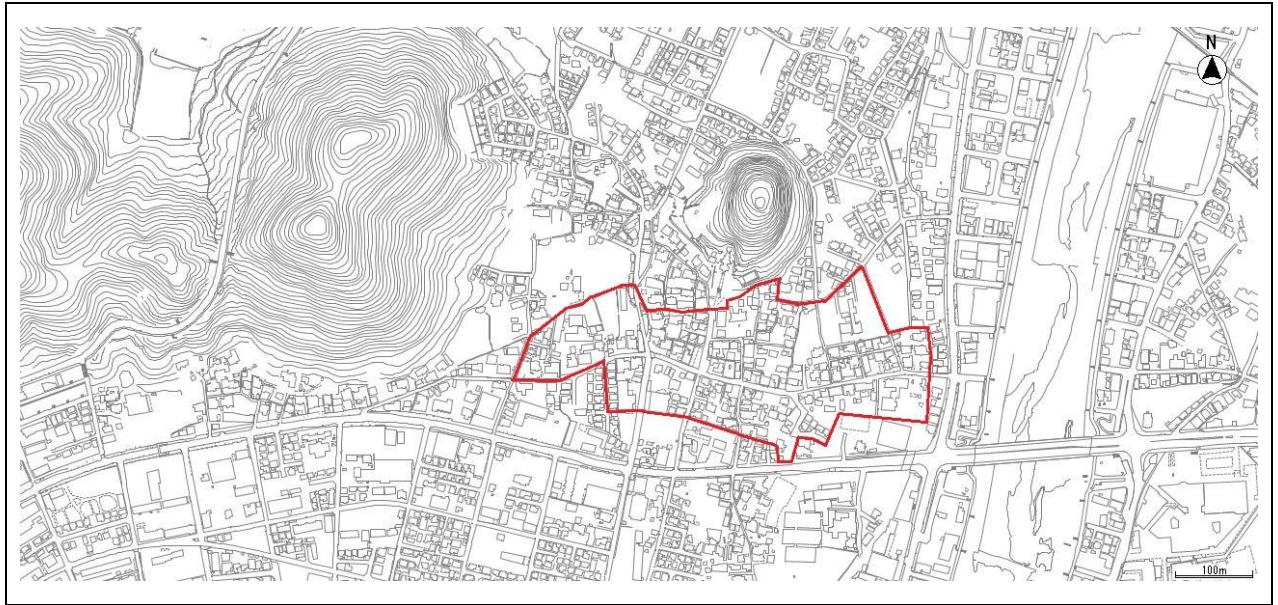
2 飾西区域



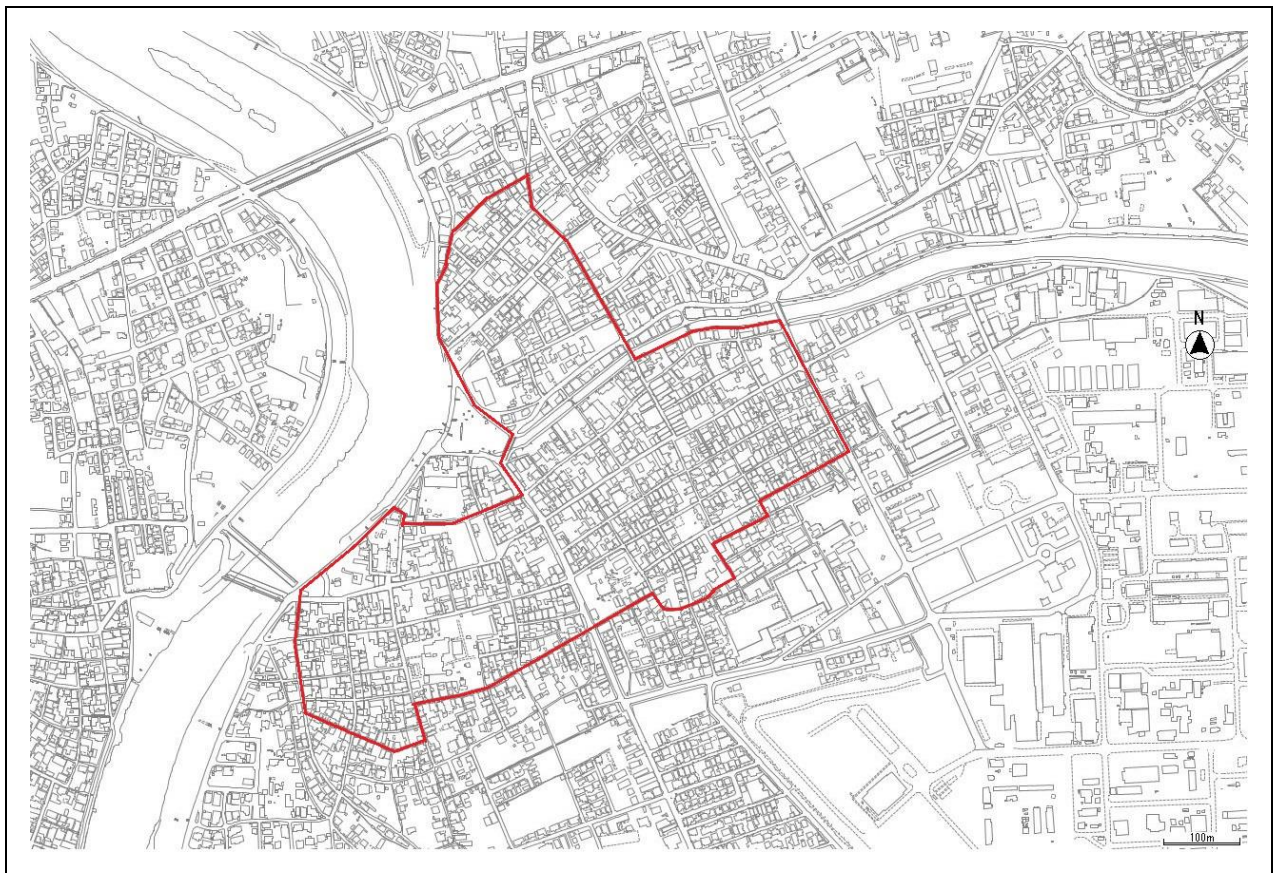
3 林田区域



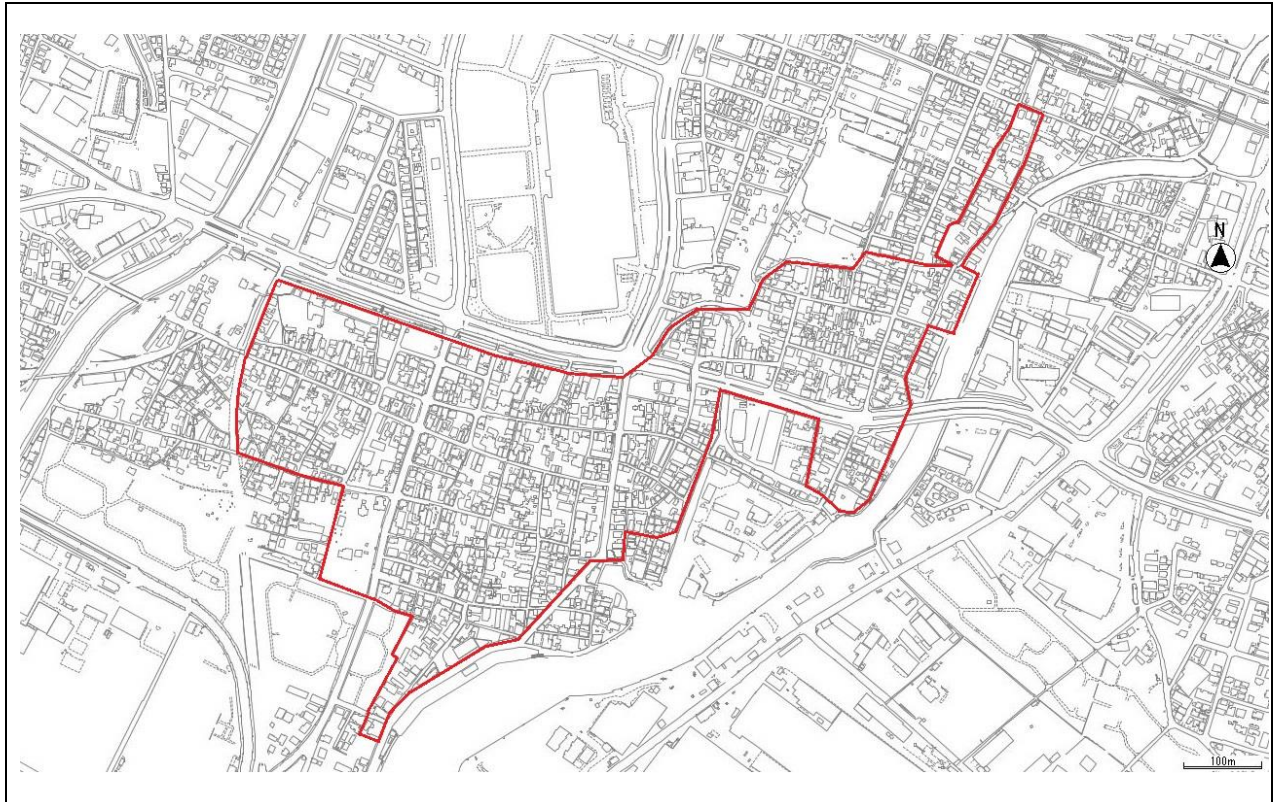
4 青山区域



5 網干区域



6 飾磨区域



7 御着区域

